

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2024年3月29日

【会社名】 株式会社正興電機製作所

【英訳名】 SEIKO ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 添田 英俊

【本店の所在の場所】 福岡市博多区東光二丁目7番25号

【電話番号】 (092)473-8831(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括本部長 田中 勉

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区東光二丁目7番25号

【電話番号】 (092)473-8831(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括本部長 田中 勉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、2024年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な変更、その他所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、土屋直知、添田英俊、田中勉、有江勝利、山口満、和仁寛、高崎繁行、石田耕三、青木麗子を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、新納洋、高田勝則、近藤真を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬について、年額50百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	95,310	316	0	(注) 1	可決 (98.97%)
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)9名選任の件					
土屋 直知	94,434	1,192	0		可決 (98.06%)
添田 英俊	94,658	968	0		可決 (98.29%)
田中 勉	95,400	226	0		可決 (99.06%)
有江 勝利	95,401	225	0	(注) 2	可決 (99.06%)
山口 満	95,402	224	0		可決 (99.06%)
和仁 寛	91,586	4,040	0		可決 (95.10%)
高崎 繁行	95,103	523	0		可決 (98.75%)
石田 耕三	95,320	306	0		可決 (98.98%)
青木 麗子	95,168	458	0		可決 (98.82%)
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
新納 洋	95,350	276	0	(注) 2	可決 (99.01%)
高田 勝則	94,589	1,037	0		可決 (98.22%)
近藤 真	92,422	3,204	0		可決 (95.97%)
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	95,140	486	0	(注) 3	可決 (98.79%)
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	95,138	488	0	(注) 3	可決 (98.79%)
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役および 社外取締役を除 く。)に対する譲渡 制限付株式付与のた めの報酬決定の件	93,733	1,893	0	(注) 3	可決 (97.33%)

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。